

報告第27号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年10月25日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第13号

損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和3年9月16日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

長岡京市八条が丘1丁目在住の女性

2 事故の概要

令和3年7月8日午後0時34分頃、公用車が長岡京市開田4丁目付近の市管理道路を東に向かって進行中、店舗駐車場出口から出てきた軽自動車と出合い頭で衝突したものである。

軽自動車の左前方と公用車の左後方が衝突し、それぞれが破損。なお、怪我をした者はなかった。

3 損害賠償の額

47,425円

ただし、本市の損害賠償額47,425円（相手側損害額474,254円×10%）、相手方の損害賠償額104,400円（本市側損害額116,000円×90%）、本市と相手方の賠償額を相殺し、相手方が本市に56,975円を支払う。